

# 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」骨子案

## 1 条例の名称

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）

## 2 内容

県条例で定める児童福祉施設（障害児施設に限る。）の設備及び運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。

区分	条項	項目	基準の内容	
			国基準	県基準
防災対策	6	非常災害防災対策	消火その他の非常災害 上記に対する施設整備、計画策定、訓練実施	火災、水害（大雨・津波など）又は土砂災害等 上記に対する個別の施設整備、計画策定、訓練実施
上記以外			職員配置、設備、運営などの基準を規定	国基準どおり

## 3 上記基準設定の理由

当該規定は、従来、「消火その他の非常災害」という記載であったが、近年、大雨による浸水被害、津波、地すべり等の土砂災害が頻発している状況である。

このため、火災の他に、施設の立地条件により想定される災害に対し、それに応じた個別の防災計画や施設を整備し、実地訓練等を義務付ける。

（参考：条例の基準である省令の名称）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生労働省令第63号）

(別紙)

○国の省令に対する県での検討状況

基準の条項	県での検討状況
第一章 総則(第一条—第十四条の三)	
第五条 児童福祉施設の一般原則	【参酌すべき基準】 現行の国の基準で十分な内容のため、 現行どおりとする。
第六条 児童福祉施設と非常災害	【参酌すべき基準】 非常災害対策について、前記のとおり <u>独自基準を設ける。</u>  その他については、国の基準で十分な内 容のため、現行どおりとする。
第八章 福祉型障害児入所施設 (第四十八条—第五十六条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第八章の二 医療型障害児入所施設 (第五十七条—第六十一条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第八章の三 福祉型児童発達支援セン ター (第六十二条—第六十七条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第八章の四 医療型児童発達支援セン ター (第六十八条—第七十一条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。